

【イギリス】2023年不法移民法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2023年7月、不法入国者の増加等を背景として、不法入国への対策の厳格化を中心に、安全かつ合法的な経路による入国者数の上限設定等についても定める法律が制定された。

1 制定の背景等

イギリスでは、2023年7月20日、2023年不法移民法¹（以下「2023年法」）が制定された。制定の背景には、不法入国者の増加（2020年の約8,500人、2021年の約28,500人に対して、2022年は約45,700人）に加え、外国人庇護制度のための年間コストが過去20年間のうちで最高の30億ポンド²（約5460億円）超となったことが指摘されている³。こうした背景の下、2023年法は、①不法入国の抑止、②密入国に係るビジネスモデルの打破及び人命の救助、③不法在留者の速やかな退去、④安全かつ合法的な経路による入国者数に係る年間上限の設定を目的とするものである⁴。

2 2023年法の概要

2023年法は、全69か条附則2編から成る。本則の構成は、「導入」（第1条）、「退去に係る措置を行う義務」（第2条～第10条）、「勾留、保釈等」（第11条～第15条）、「同伴者のいない子供」（第16条～第21条）、「現代の奴隷制」（第22条～第29条）、「入国、永住及び市民権」（第30条～第37条）、「法的手続」（第38条～第56条）、「年齢確認等」（第57条、第58条）、「特定の庇護及び人権申立ての不受理」（第59条）、「安全かつ合法的な経路」（第60条、第61条）、「申立人の信用性」（第62条）、「一般規定」（第63条～第69条）である。施行日については、一部の規定は制定と同日であり、残りの規定は主務大臣の定める規則⁵に委ねられる（第68条）。

3 2023年法の主な規定

(1) 退去に係る措置を行う義務

主務大臣に対して、合理的に実行可能な限り速やかに、次の条件を満たす者（＝不法入国者）をイギリスから退去させるための措置を行う義務を課す（第2条。以下、括弧内の条名は、2023年法のもの）。その条件とは、①所定の入国許可を得ていない入国又は偽計による入国許可の取得など、イギリスへの入国手続に瑕疵（かし）があること、②イギリスへの入国が2023年7

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。なお、法律の法文及び解説等について、以下で参照している“Legislation.gov.uk” <<http://www.legislation.gov.uk>> は、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイトである。

¹ Illegal Migration Act 2023 c.37. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/37/contents>>

² 1ポンドは、約182円（令和5年9月分報告省令レート）である。

³ “Illegal Migration Act 2023: Explanatory Notes,” p.7. Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/37/pdfs/ukpgaen_20230037_en.pdf>

⁴ *ibid.*, p.4.

⁵ “Legislation.gov.uk” の検索結果によれば、本稿執筆時点において、当該規則はまだ制定されていない。

月 20 日以降であること、③人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、生命及び自由が脅かされている国からイギリスに直接入国しなかったこと⁶、④入国又は在留の許可を必要としているが、当該許可を持っていないことである。

(2) 勾留、保釈等

入国審査官の権限により、審査、入国の可否の決定又は退去の決定がなされるまでの間、その対象者を勾留することが認められる（第 11 条）。同伴者のいない子供は、規則で定められる状況においてのみ勾留される。第一審裁判所は、勾留が 28 日間（退去を目的として勾留されている同伴者のいない子供の場合は 8 日間）に及んだ場合、申請に基づき、保釈の許可を検討することができる（第 13 条）。このほか、入国審査官に対して、勾留される可能性のある者の電子機器を搜索、押収及び保持する権限等を付与している（第 15 条）。

(3) 同伴者のいない子供の保護

(1)で述べた 4 つの条件を満たし、かつ、同伴者のいない 18 歳未満の者に対し、宿泊施設の提供その他の適切な支援を行う権限を主務大臣に与えている（第 16 条）。ここで、「同伴者のいない」とは、18 歳未満の者に対して監護を行う 18 歳以上の個人（親であるかは問わない。）がいないことを指す。

(4) 現代の奴隷制との対応

2022 年国籍及び国境法⁷第 63 条は、現代の奴隷制（modern slavery. 人身取引等）の潜在的被害者に対し、30 日以上回復及び省察の期間（recovery and reflection period）を定め、その期間中は国外退去させてはならないと規定している。また、同法第 65 条は、一定の条件の下、主務大臣が被害者に期限付きの在留許可を与えることを義務付けている。ただし、被害者が公の秩序に対する脅威となる場合等には、以上の保護が認められない。2023 年法は、不法入国者に関しても、公の秩序に対する脅威となる場合等には、上記の保護が認められないものとした（第 29 条）。

(5) 再入国、永住及び市民権取得に係る制限

2023 年法第 2 条に基づく不法入国者に対して、一部の例外を除き、国外退去後、期限付き在留許可（limited leave to remain）、永住及び合法的な再入国を禁止する（第 30 条）。また、不法にイギリス領土⁸に入国した者は、その後、イギリス市民権⁹を取得することが認められない（第 31 条）。ただし、こうした規定の適用が欧州人権条約に基づくイギリスの義務に違反すると主務大臣が判断した場合、適用しないことが認められる（第 36 条）。

(6) 安全かつ合法的な経路による入国

主務大臣に対して、安全かつ合法的な経路でイギリスに入国する者の年間上限数を規則で定めるよう義務付けている（第 60 条）。年間上限数を定めるに当たり、主務大臣は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドの地方自治体、北アイルランド政府その他の関連団体等との協議を行わなければならない。また、主務大臣は、2024 年 1 月 20 日までに、安全かつ合法的な経路に関する報告書を議会に提出しなければならない（第 61 条）。

⁶ 生命及び自由が脅かされない第三国を通過したか、又は当該国に立ち寄った場合には、イギリスに直接入国したとは見なされない。

⁷ Nationality and Borders Act 2022 c.36. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/36/contents/enacted>>

⁸ ここには、イギリスの海外領土（アンギラ、バーミューダ等）を含む。

⁹ ここには、イギリス海外領土市民権等を含む。